

運賃協議部会により運賃の協議を行う

● これまでの検討の概要

第7回地域公共交通会議
(令和2年8月)

- 持続可能性及び受益者負担の観点より、既存路線バスと合わせて3区制の運賃設定の検討を開始する。
ただし、時期については、新型コロナウイルスの状況を見ながら継続検討。

第12回地域公共交通会議
(令和4年6月)

- ダイヤ、ルートについては現行の運行体系を基礎とし、微調整をはかり、持続可能な公共交通に向けて運賃体系の見直しの検討を進める。

第13回地域公共交通会議
(令和4年12月)

- ダイヤ・ルート・運賃体系について、令和5年度下半期改定を目指し準備を進める。

第16回地域公共交通会議
(令和6年3月)

- 令和5年10月の道路運送法の改正により、運賃の検討を行うには、地域公共交通会議とは別の組織体、「**運賃協議部会**」の設置と改定時期の延期について承認。
- 運賃等を協議する際の専門部会の構成員は、道路運送法(第9条第4項)より、
・四條畷市職員 ・京阪バス ・近畿運輸局大阪運輸支局 ・住民代表者になります。

● 今後の予定

コミュニティバスの運行事業者である京阪バスや運輸局等の関係者と協議したのち、運賃協議部会で検討。